

要求満額を勝ちとるぞ！

2018春闘要求①

1. 基本給ならびに初任給を、社員一律 6,000 円引き上げること
2. 定期昇給を実施すること。昇給係数は 4 係数とすること

2012年に改訂となった「人事・賃金制度」において、昇給制度を見直し「満55歳以上の基本給支給率を段階的に100%に引き上げることにより、生涯賃金ベースの改善を図る」として、定期昇給は「所定昇給号俸」に変わり、等級（職制）ごとに定額化された「所定昇給額」が導入されました。この「所定昇給額」には、等級（職制）ごとに金額差※をつけています。

※所定昇給額の一部抜粋（賃金規程 第3節 第22条の2）

等級	所定昇給額	等級	所定昇給額
係職1等級	4,000円	主務職	6,000円
指導職1等級	5,500円	主幹職B	6,300円
主任職1等級	5,900円	主幹職A	6,600円

私たちはこの間、一貫して「社員一律」によるベースアップを求めています。ベースアップとは賃金水準総体を上昇させることであり、定期昇給とはその言葉通り、定期的に賃金を昇給させることを意味しています。生活を営むうえで、生活必需品などの値上げは職制に違いなく社員一人ひとりに等しく負担がかかります。だからこそ、私たちは公平で平等に社員全員の賃金水準を引き上げる「一律によるベースアップの実施」を求めるとともに、連合要求方針など2018春闘をめぐる情勢と過去最高の業績などを踏まえ「6,000円を引き上げること」を求めています。

他の企業においては、定期昇給を「業績不振」を理由に行わない年もありました。ベースアップ同様に、定期昇給も「労使の交渉によって勝ちとっていくものだ」と言えます。さらに、賃金規程には「昇給係数は4以内とする」と謳われていることから、場合によっては1係数や2係数とすることもできるのです。そこで私たちは「定期昇給の実施」とともに満額の係数である「4係数とすること」を求めているのです。

2018春闘総決起集会に結集しよう！